

就学援助実施状況等調査結果

- ◆ 令和6年6月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数」及び「令和6年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果の一部を取りまとめたもの。

(本調査結果利用上の留意点)

- 本調査結果は、小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）の児童生徒を対象として実施される就学援助について、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は、各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は、当該年度内に、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等（学用品費のほか、通学費、修学旅行費など）が支給されたものであり、学校給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は、各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数においては、いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが、その内訳は把握していない。
- 就学援助率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。
- 要保護児童生徒のうち、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下、「就学援助法」という。）の補助対象者は一部である。（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため。）

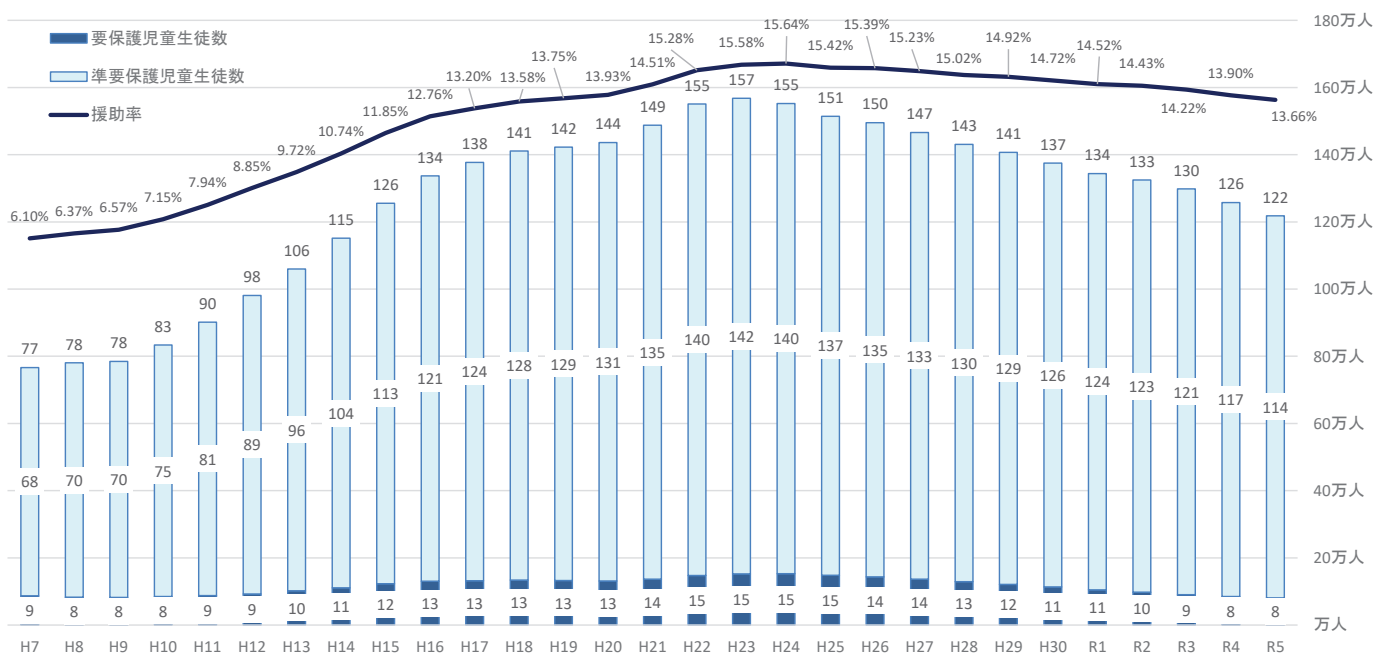
文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム
(令和7年1月15日)



要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (H7～R5)



- 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数（以下「就学援助対象者数」という。）は、**1,218,340人**（対前年度▲38,963人）で12年連続減少。
- 令和5年度就学援助率は**13.66%**（対前年度▲0.24ポイント）で11年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

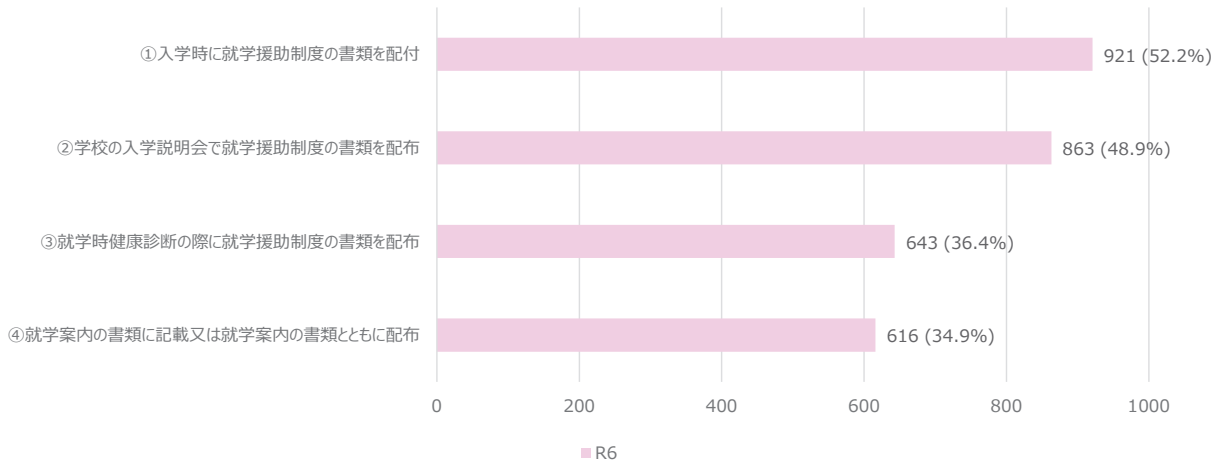
(文部科学省調べ)

こどもまんなか実行計画
の施策の進捗状況を
検証するための指標

入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,477 / 1,765市町村 83.7%（対前年度+0.5ポイント）

○ 1,477自治体において、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配付することに加え、入学時に以下のような周知を行っている。



※複数回答可。

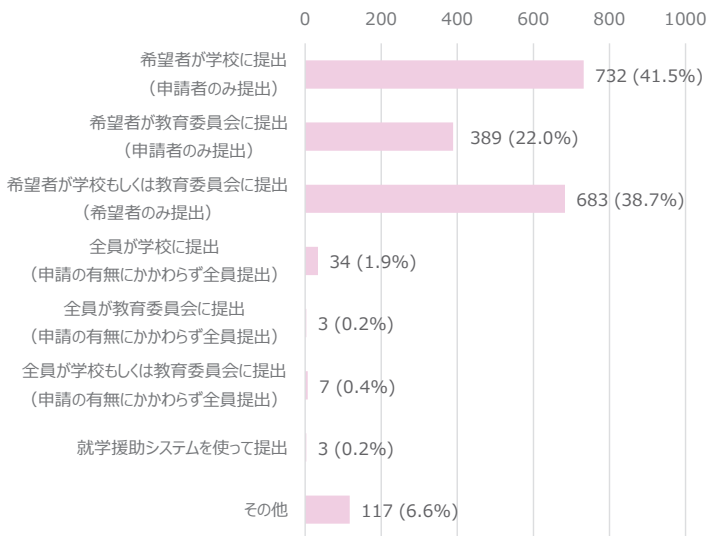
※上記指標の割合は「毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布する」と回答し、かつ①、②、③、④のいずれか1つ以上を回答した市町村の割合としている。

○ その他の自治体においても、ホームページや広報誌等での制度の掲載、民生委員やスクールソーシャルワーカー等からの案内配布、自治体のSNSや保護者向け一斉配信メール等を活用した案内の発信等の周知を行っている。

申請書の提出方法

申請期間

- 「希望者が学校に提出（申請者のみ提出）」と回答した割合が41.5%（732市町村）と最も高い。
- 申請の有無に関わらず、全員に申請書の提出を求めて申請希望の有無について確認している自治体もある。

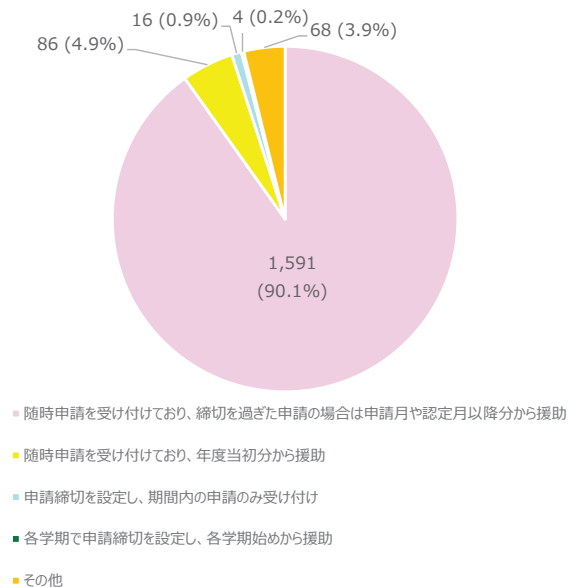


※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 複数回答可。

※ 「その他」としては、「新入学児童学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出」などがある。

- 就学援助制度の申請期間について、随時申請を受け付けていると回答した市町村が 95%（1,677市町村）となっている。



※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※ 「その他」としては、自治体の施策で無償化を実施しており、申請を要しない場合など。

小学校

中学校

こどもんなか実行計画
の施策の進捗状況を
検証するための指標

●「令和6年度入学者に実施済み」と回答
1,520/1,747市町村 87.0%

●「令和6年度入学者に実施済み」と回答
1,534/1,762市町村 87.1%

●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
66/1,747市町村 3.8%

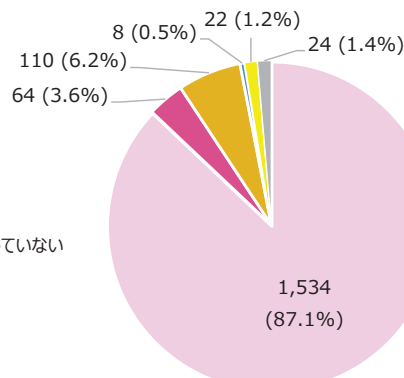
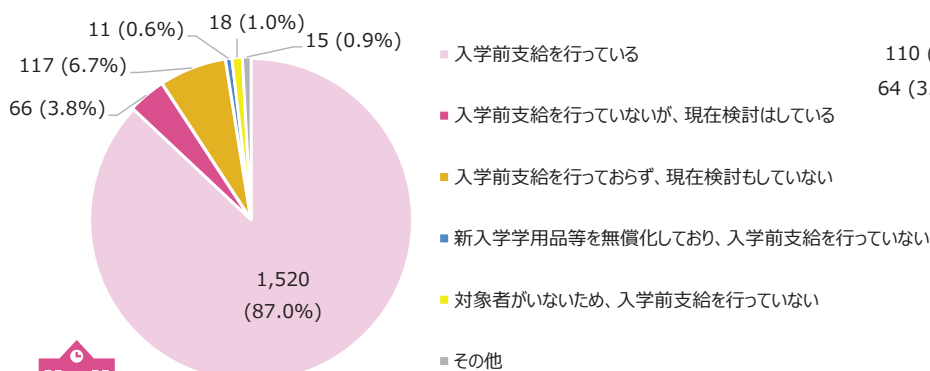
●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
64/1,762市町村 3.6%

内訳

- 令和7年度新入学者から実施予定：9市町村
- 令和8年度新入学者以降の実施予定：4市町村
- 未定：53市町村

内訳

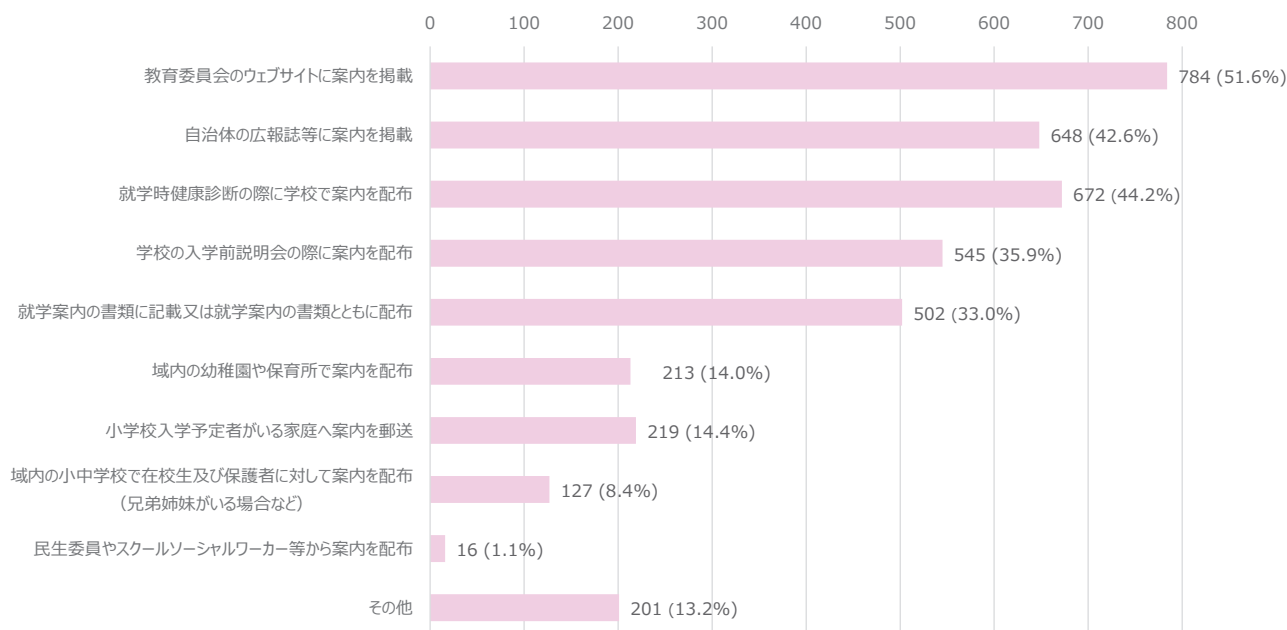
- 令和7年度新入学者から実施予定：9市町村
- 令和8年度新入学者以降の実施予定：4市町村
- 未定：51市町村



※ 回答市町村数について、組合立学校は当該学校種別のみの回答数に含まれる。
 ※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。
 ※ 「その他」としては、就学援助制度とは別の支援制度を実施している場合などがある。

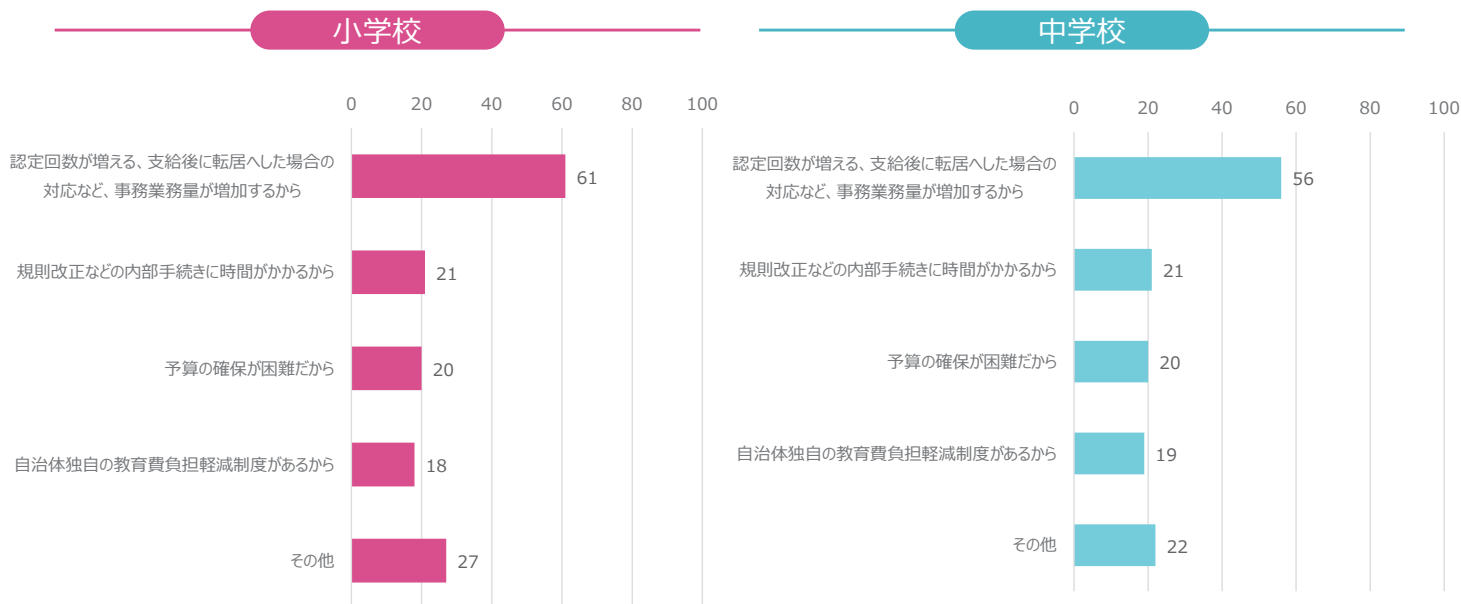
令和6年度就学援助実施状況調査 小学校就学予定者に対する入学前支給の周知

○ 小学校就学予定者とその保護者に対する周知方法としては、自治体のHPや広報誌に案内を掲載している市町村や就学時健康診断・入学説明会の際に案内を配布している市町村が多い。



※ 複数回答可。
 ※ 回答市町村数（「令和6年度入学者に入学前支給を実施済み」と回答した市町村数）1,520市町村
 ※ 「その他」としては、自治体のSNSを利用している場合などがある。

- 入学前支給実施に向けての課題では、「認定回数が増える、支給後に転居した場合の対応など、事務業務量が増加するから」との回答が最も多かった。



※ 回答市町村数（「実施を検討していない」と回答した市町村数） 小学校：117市町村、中学校：110市町村。
 ※ 複数回答可。
 ※ 「その他」は、前年度所得（税情報）が確定した上で認定する場合など。

- 市町村が実施する準要保護への就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。
 ○ 主な認定基準のうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体は78.5%。
 ○ 「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、生活保護基準の1.2倍を超え、1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多い。

認定基準の主なもの	R6自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1348 (76.4%)
生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの	1,386 (78.5%)
児童扶養手当の支給	1334 (75.6%)
市町村民税の非課税	1313 (74.4%)
市町村民税の減免	1125 (63.7%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1102 (62.4%)
国民年金保険料の免除	1105 (62.6%)



自治体における 基準の倍率	R6自治体数
～1.1倍以下	129 (7.3%)
～1.2倍以下	217 (12.3%)
～1.3倍以下	789 (44.7%)
～1.4倍以下	56 (3.2%)
～1.5倍以下	182 (10.3%)
1.5倍超	13 (0.7%)
計	1,386 (78.5%)

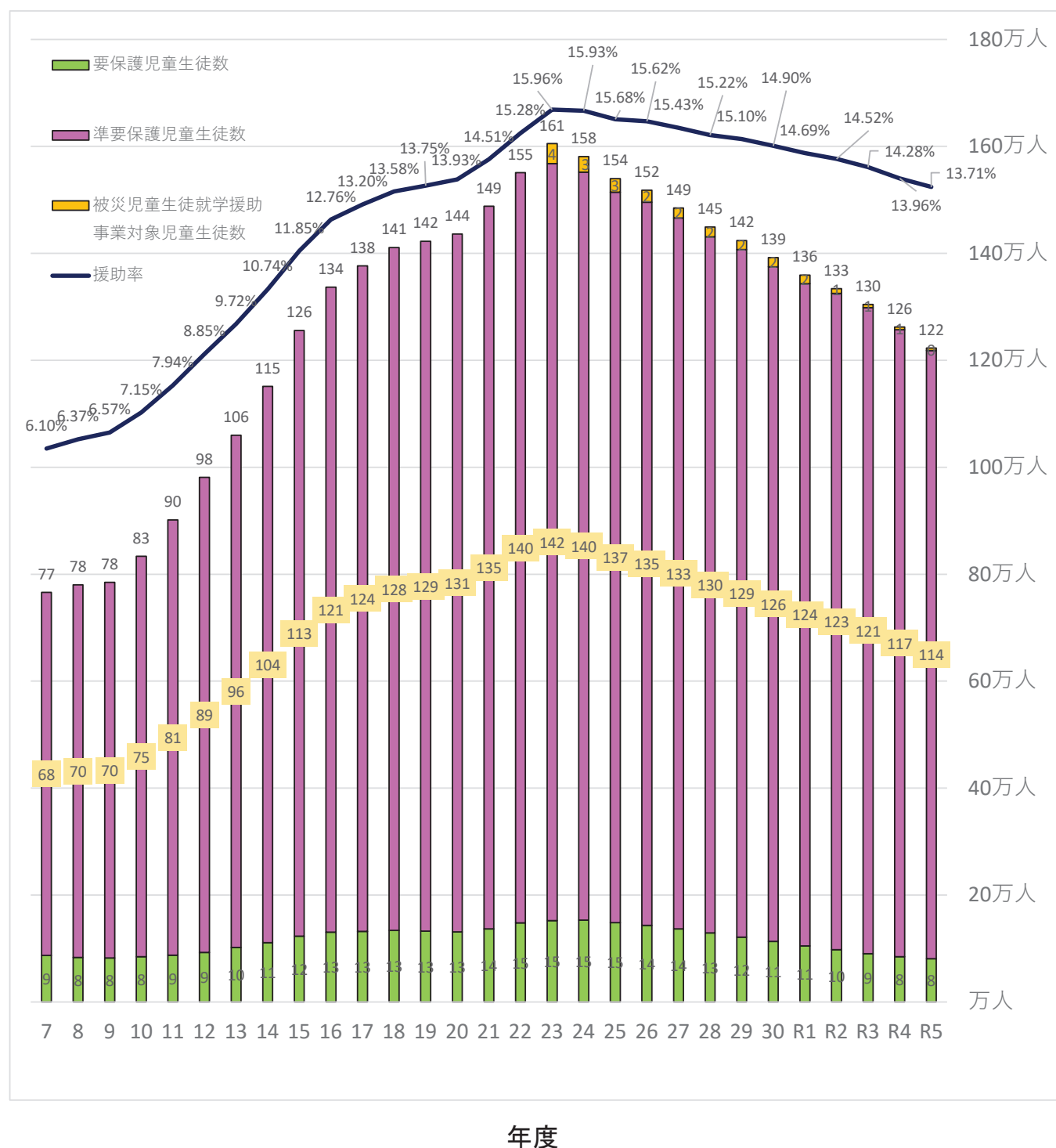
※パーセンテージは、回答市町村数（1,765）に対する割合である。

- 主な援助費目のうち、学用品費については、小・中ともに1,500以上の市町村が、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定している。

費 目	学校種	費目を設定している市町村数	支給方法		令和6年度 要保護児童生徒援助 費補助金予算単価
			実費及び現物支給と 回答した市町村数	上限額又は一定額と 設定している市町村のうち 国のR6予算単価と 同額以上の単価を設定 している市町村数	
学用品費	小学校	1,735	20	1,579	11,630円
	中学校	1,737	20	1,567	22,730円
新入学児童生徒 学用品費等	小学校	1,727	15	1,138	57,060円
	中学校	1,725	15	1,457	63,000円
通学費	小学校	522	418	71	40,020円
	中学校	526	419	72	80,880円
修学旅行費	小学校	1,641	890	644	22,690円
	中学校	1,696	907	667	60,910円
卒業アルバム代等	小学校	572	124	433	11,000円
	中学校	583	123	443	8,800円
オンライン学習 通信費	小学校	642	47	506	14,000円
	中学校	636	45	503	14,000円

参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移
<被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む>
 (平成7年度～令和5年度)



- ※ 要保護児童生徒数 : 生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数 : 要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数 : 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（平成23年度～平成26年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金・平成27年度～令和5年度被災児童生徒就学支援等事業交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について
<被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む>

参考1-2

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数(c)	合計 (a+b+c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成26年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)
平成27年度	136,798人 (1.42%)	1,329,336人 (13.81%)	18,952人 (0.20%)	1,485,086人 (15.43%)
平成28年度	129,320人 (1.36%)	1,301,491人 (13.66%)	18,688人 (0.20%)	1,449,499人 (15.22%)
平成29年度	121,167人 (1.28%)	1,285,921人 (13.64%)	17,111人 (0.18%)	1,424,199人 (15.10%)
平成30年度	113,381人 (1.21%)	1,261,596人 (13.51%)	17,025人 (0.18%)	1,392,002人 (14.90%)
令和元年度	105,000人 (1.13%)	1,238,602人 (13.39%)	15,944人 (0.17%)	1,359,546人 (14.69%)
令和2年度	97,752人 (1.06%)	1,227,269人 (13.36%)	8,993人 (0.10%)	1,334,014人 (14.52%)
令和3年度	90,257人 (0.99%)	1,208,058人 (13.23%)	6,021人 (0.07%)	1,304,336人 (14.28%)
令和4年度	84,881人 (0.94%)	1,172,422人 (12.96%)	5,075人 (0.06%)	1,262,378人 (13.96%)
令和5年度	80,955人 (0.91%)	1,137,385人 (12.75%)	4,616人 (0.05%)	1,222,956人 (13.71%)

(注)

(1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数	要保護・準 要保護児童 生徒数合計				要保護児童生徒	準要保護児童生徒	要保護・準 要保護児童 生徒合計	要保護・準要 保護援助率 (被災児童生 徒を含む)
	(A) 人	(B) 人 (要保護者に準ずる程度 に国納している市町村 教育委員会が認めた者)	(C) = (A) + (B) 人				(A) / (F) %	(B) / (F) %	(C) / (F) %	(E) / (F) %
北海道	6,890	52,697	59,587	16	59,603	338,779	2.03	15.55	17.59	17.59
青森県	529	12,274	12,803	4	12,807	79,559	0.66	15.43	16.09	16.10
岩手県	428	9,049	9,477	599	10,076	81,416	0.53	11.11	11.64	12.38
宮城県	1,401	18,258	19,659	1,844	21,503	164,337	0.85	11.11	11.96	13.08
秋田県	320	6,977	7,297	10	7,307	56,672	0.56	12.31	12.88	12.89
山形県	187	4,915	5,102	34	5,136	72,878	0.26	6.74	7.00	7.05
福島県	568	13,111	13,679	1,506	15,185	126,677	0.45	10.35	10.80	11.99
茨城県	841	15,953	16,794	17	16,811	205,622	0.41	7.76	8.17	8.18
栃木県	585	11,506	12,091	10	12,101	140,062	0.42	8.21	8.63	8.64
群馬県	425	11,449	11,874	17	11,891	136,940	0.31	8.36	8.67	8.68
埼玉県	3,727	58,958	62,685	53	62,738	528,346	0.71	11.16	11.86	11.87
千葉県	3,534	34,302	37,836	3	37,839	442,773	0.80	7.75	8.55	8.55
東京都	8,494	112,564	121,058	34	121,092	836,185	1.02	13.46	14.48	14.48
神奈川県	6,632	74,553	81,185	25	81,210	629,930	1.05	11.84	12.89	12.89
新潟県	791	22,079	22,870	80	22,950	150,861	0.52	14.64	15.16	15.21
富山県	117	5,744	5,861	0	5,861	70,318	0.17	8.17	8.33	8.33
石川県	135	10,168	10,303	300	10,603	82,666	0.16	12.30	12.46	12.83
福井県	133	4,855	4,988	2	4,990	57,677	0.23	8.42	8.65	8.65
山梨県	194	5,061	5,255	0	5,255	54,358	0.36	9.31	9.67	9.67
長野県	320	16,353	16,673	2	16,675	148,166	0.22	11.04	11.25	11.25
岐阜県	321	12,818	13,139	2	13,141	148,955	0.22	8.61	8.82	8.82
静岡県	1,287	20,240	21,527	0	21,527	262,664	0.49	7.71	8.20	8.20
愛知県	3,066	59,523	62,589	5	62,594	590,042	0.52	10.09	10.61	10.61
三重県	671	16,195	16,866	0	16,866	129,531	0.52	12.50	13.02	13.02
滋賀県	589	12,788	13,377	1	13,378	116,925	0.50	10.94	11.44	11.44
京都府	2,621	24,523	27,144	11	27,155	169,661	1.54	14.45	16.00	16.01
大阪府	11,684	95,918	107,602	7	107,609	603,185	1.94	15.90	17.84	17.84
兵庫県	4,978	45,924	50,902	2	50,904	399,329	1.25	11.50	12.75	12.75
奈良県	921	11,032	11,953	2	11,955	90,867	1.01	12.14	13.15	13.16
和歌山県	361	9,076	9,437	1	9,438	62,380	0.58	14.55	15.13	15.13
鳥取県	250	5,932	6,182	8	6,190	40,963	0.61	14.48	15.09	15.11
島根県	233	7,215	7,448	0	7,448	49,779	0.47	14.49	14.96	14.96
岡山県	1,249	17,975	19,224	3	19,227	140,557	0.89	12.79	13.68	13.68
広島県	1,926	38,704	40,630	3	40,633	207,526	0.93	18.65	19.58	19.58
山口県	392	14,694	15,086	2	15,088	93,001	0.42	15.80	16.22	16.22
徳島県	396	5,690	6,086	0	6,086	48,726	0.81	11.68	12.49	12.49
香川県	418	9,637	10,055	0	10,055	70,065	0.60	13.75	14.35	14.35
愛媛県	599	12,050	12,649	2	12,651	95,558	0.63	12.61	13.24	13.24
高知県	667	10,120	10,787	0	10,787	42,280	1.58	23.94	25.51	25.51
福岡県	5,857	76,319	82,176	0	82,176	406,469	1.44	18.78	20.22	20.22
佐賀県	221	7,935	8,156	0	8,156	65,954	0.34	12.03	12.37	12.37
長崎県	1,041	16,376	17,417	0	17,417	98,186	1.06	16.68	17.74	17.74
熊本県	944	20,012	20,956	1	20,957	140,970	0.67	14.20	14.87	14.87
大分県	567	13,075	13,642	0	13,642	83,155	0.68	15.72	16.41	16.41
宮崎県	609	13,451	14,060	7	14,067	85,066	0.72	15.81	16.53	16.54
鹿児島県	1,225	26,440	27,665	1	27,666	129,020	0.95	20.49	21.44	21.44
沖縄県	1,611	32,897	34,508	2	34,510	146,437	1.10	22.46	23.57	23.57
合計	80,955	1,137,385	1,218,340	4,616	1,222,956	8,921,473	0.91	12.75	13.66	13.71

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数	合計	公立小学校 児童総数	就学援助率			要保護・準要 保護援助率 （被災児童生 徒を含む）
	要保護児童数	準要保護児童数	要保護・準 要保護児童 数合計				要保護児童	準要保護児童	要保護・準 要保護児童 合計	
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)				(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	(E) / (F)
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	3,934	33,469	37,403	7	37,410	221,725	1.77	15.09	16.87	16.87
青森県	310	7,528	7,838	1	7,839	51,964	0.60	14.49	15.08	15.09
岩手県	239	5,679	5,918	360	6,278	52,769	0.45	10.76	11.21	11.90
宮城県	854	11,496	12,350	1,138	13,488	108,086	0.79	10.64	11.43	12.48
秋田県	184	4,331	4,515	8	4,523	36,168	0.51	11.97	12.48	12.51
山形県	113	2,990	3,103	17	3,120	47,066	0.24	6.35	6.59	6.63
福島県	362	7,960	8,322	957	9,279	83,082	0.44	9.58	10.02	11.17
茨城県	496	9,926	10,422	11	10,433	135,267	0.37	7.34	7.70	7.71
栃木県	335	7,089	7,424	4	7,428	91,562	0.37	7.74	8.11	8.11
群馬県	274	7,137	7,411	6	7,417	88,699	0.31	8.05	8.36	8.36
埼玉県	2,182	36,653	38,835	28	38,863	352,816	0.62	10.39	11.01	11.02
千葉県	2,138	21,252	23,390	2	23,392	296,778	0.72	7.16	7.88	7.88
東京都	4,972	71,772	76,744	15	76,759	599,738	0.83	11.97	12.80	12.80
神奈川県	3,995	47,594	51,589	9	51,598	430,261	0.93	11.06	11.99	11.99
新潟県	472	13,880	14,352	32	14,384	98,389	0.48	14.11	14.59	14.62
富山県	74	3,489	3,563	0	3,563	45,761	0.16	7.62	7.79	7.79
石川県	79	6,424	6,503	243	6,746	54,603	0.14	11.76	11.91	12.35
福井県	75	2,977	3,052	2	3,054	37,545	0.20	7.93	8.13	8.13
山梨県	129	3,153	3,282	0	3,282	35,724	0.36	8.83	9.19	9.19
長野県	194	10,187	10,381	1	10,382	97,229	0.20	10.48	10.68	10.68
岐阜県	191	7,946	8,137	1	8,138	97,190	0.20	8.18	8.37	8.37
静岡県	774	12,298	13,072	0	13,072	173,028	0.45	7.11	7.55	7.55
愛知県	1,852	37,545	39,397	2	39,399	393,200	0.47	9.55	10.02	10.02
三重県	415	10,122	10,537	0	10,537	85,426	0.49	11.85	12.33	12.33
滋賀県	345	7,871	8,216	0	8,216	77,747	0.44	10.12	10.57	10.57
京都府	1,583	15,711	17,294	5	17,299	114,027	1.39	13.78	15.17	15.17
大阪府	7,049	60,667	67,716	0	67,716	406,619	1.73	14.92	16.65	16.65
兵庫県	2,989	29,165	32,154	1	32,155	269,344	1.11	10.83	11.94	11.94
奈良県	546	6,925	7,471	1	7,472	61,041	0.89	11.34	12.24	12.24
和歌山県	207	5,764	5,971	0	5,971	41,755	0.50	13.80	14.30	14.30
鳥取県	140	3,655	3,795	6	3,801	27,516	0.51	13.28	13.79	13.81
島根県	136	4,542	4,678	0	4,678	33,140	0.41	13.71	14.12	14.12
岡山県	761	11,326	12,087	0	12,087	93,219	0.82	12.15	12.97	12.97
広島県	1,136	24,376	25,512	0	25,512	140,361	0.81	17.37	18.18	18.18
山口県	227	9,081	9,308	0	9,308	61,162	0.37	14.85	15.22	15.22
徳島県	242	3,521	3,763	0	3,763	31,995	0.76	11.00	11.76	11.76
香川県	249	5,917	6,166	0	6,166	46,465	0.54	12.73	13.27	13.27
愛媛県	355	7,437	7,792	1	7,793	63,016	0.56	11.80	12.37	12.37
高知県	411	6,310	6,721	0	6,721	29,268	1.40	21.56	22.96	22.96
福岡県	3,593	49,908	53,501	0	53,501	272,754	1.32	18.30	19.62	19.62
佐賀県	138	5,040	5,178	0	5,178	43,682	0.32	11.54	11.85	11.85
長崎県	576	10,345	10,921	0	10,921	65,288	0.88	15.85	16.73	16.73
熊本県	563	12,489	13,052	1	13,053	93,810	0.60	13.31	13.91	13.91
大分県	349	8,005	8,354	0	8,354	54,542	0.64	14.68	15.32	15.32
宮崎県	362	8,282	8,644	3	8,647	56,965	0.64	14.54	15.17	15.18
鹿児島県	709	17,075	17,784	0	17,784	85,614	0.83	19.94	20.77	20.77
沖縄県	962	21,130	22,092	1	22,093	98,691	0.97	21.41	22.39	22.39
合計	48,271	717,439	765,710	2,863	768,573	5,982,097	0.81	11.99	12.80	12.85

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数	合計	公立中学校 生徒総数	就学援助率			要保護・準要 保護援助率 （被災児童生 徒を含む）
	要保護生徒数	準要保護生徒数	要保護・準 要保護生徒 数合計				要保護生徒	準要保護生徒	要保護・準 要保護生徒 合計	
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)				(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	(E) / (F)
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	2,956	19,228	22,184	9	22,193	117,054	2.53	16.43	18.95	18.96
青森県	219	4,746	4,965	3	4,968	27,595	0.79	17.20	17.99	18.00
岩手県	189	3,370	3,559	239	3,798	28,647	0.66	11.76	12.42	13.26
宮城県	547	6,762	7,309	706	8,015	56,251	0.97	12.02	12.99	14.25
秋田県	136	2,646	2,782	2	2,784	20,504	0.66	12.90	13.57	13.58
山形県	74	1,925	1,999	17	2,016	25,812	0.29	7.46	7.74	7.81
福島県	206	5,151	5,357	549	5,906	43,595	0.47	11.82	12.29	13.55
茨城県	345	6,027	6,372	6	6,378	70,355	0.49	8.57	9.06	9.07
栃木県	250	4,417	4,667	6	4,673	48,500	0.52	9.11	9.62	9.64
群馬県	151	4,312	4,463	11	4,474	48,241	0.31	8.94	9.25	9.27
埼玉県	1,545	22,305	23,850	25	23,875	175,530	0.88	12.71	13.59	13.60
千葉県	1,396	13,050	14,446	1	14,447	145,995	0.96	8.94	9.89	9.90
東京都	3,522	40,792	44,314	19	44,333	236,447	1.49	17.25	18.74	18.75
神奈川県	2,637	26,959	29,596	16	29,612	199,669	1.32	13.50	14.82	14.83
新潟県	319	8,199	8,518	48	8,566	52,472	0.61	15.63	16.23	16.32
富山県	43	2,255	2,298	0	2,298	24,557	0.18	9.18	9.36	9.36
石川県	56	3,744	3,800	57	3,857	28,063	0.20	13.34	13.54	13.74
福井県	58	1,878	1,936	0	1,936	20,132	0.29	9.33	9.62	9.62
山梨県	65	1,908	1,973	0	1,973	18,634	0.35	10.24	10.59	10.59
長野県	126	6,166	6,292	1	6,293	50,937	0.25	12.11	12.35	12.35
岐阜県	130	4,872	5,002	1	5,003	51,765	0.25	9.41	9.66	9.66
静岡県	513	7,942	8,455	0	8,455	89,636	0.57	8.86	9.43	9.43
愛知県	1,214	21,978	23,192	3	23,195	196,842	0.62	11.17	11.78	11.78
三重県	256	6,073	6,329	0	6,329	44,105	0.58	13.77	14.35	14.35
滋賀県	244	4,917	5,161	1	5,162	39,178	0.62	12.55	13.17	13.18
京都府	1,038	8,812	9,850	6	9,856	55,634	1.87	15.84	17.71	17.72
大阪府	4,635	35,251	39,886	7	39,893	196,566	2.36	17.93	20.29	20.29
兵庫県	1,989	16,759	18,748	1	18,749	129,985	1.53	12.89	14.42	14.42
奈良県	375	4,107	4,482	1	4,483	29,826	1.26	13.77	15.03	15.03
和歌山県	154	3,312	3,466	1	3,467	20,625	0.75	16.06	16.80	16.81
鳥取県	110	2,277	2,387	2	2,389	13,447	0.82	16.93	17.75	17.77
島根県	97	2,673	2,770	0	2,770	16,639	0.58	16.06	16.65	16.65
岡山県	488	6,649	7,137	3	7,140	47,338	1.03	14.05	15.08	15.08
広島県	790	14,328	15,118	3	15,121	67,165	1.18	21.33	22.51	22.51
山口県	165	5,613	5,778	2	5,780	31,839	0.52	17.63	18.15	18.15
徳島県	154	2,169	2,323	0	2,323	16,731	0.92	12.96	13.88	13.88
香川県	169	3,720	3,889	0	3,889	23,600	0.72	15.76	16.48	16.48
愛媛県	244	4,613	4,857	1	4,858	32,542	0.75	14.18	14.93	14.93
高知県	256	3,810	4,066	0	4,066	13,012	1.97	29.28	31.25	31.25
福岡県	2,264	26,411	28,675	0	28,675	133,715	1.69	19.75	21.44	21.44
佐賀県	83	2,895	2,978	0	2,978	22,272	0.37	13.00	13.37	13.37
長崎県	465	6,031	6,496	0	6,496	32,898	1.41	18.33	19.75	19.75
熊本県	381	7,523	7,904	0	7,904	47,160	0.81	15.95	16.76	16.76
大分県	218	5,070	5,288	0	5,288	28,613	0.76	17.72	18.48	18.48
宮崎県	247	5,169	5,416	4	5,420	28,101	0.88	18.39	19.27	19.29
鹿児島県	516	9,365	9,881	1	9,882	43,406	1.19	21.58	22.76	22.77
沖縄県	649	11,767	12,416	1	12,417	47,746	1.36	24.64	26.00	26.01
合計	32,684	419,946	452,630	1,753	454,383	2,939,376	1.11	14.29	15.40	15.46

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学校給食費）
 ー被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含むー

参考3-1

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒就学援助事 業対象児童生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童 生徒数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	6,890	49,080	55,970	15	55,985
青森県	529	10,887	11,416	4	11,420
岩手県	428	7,909	8,337	451	8,788
宮城県	1,401	15,866	17,267	1,767	19,034
秋田県	320	6,909	7,229	10	7,239
山形県	187	3,813	4,000	33	4,033
福島県	568	12,706	13,274	1,444	14,718
茨城県	841	13,190	14,031	17	14,048
栃木県	585	11,148	11,733	10	11,743
群馬県	425	8,481	8,906	9	8,915
埼玉県	3,727	57,502	61,229	53	61,282
千葉県	3,534	29,417	32,951	3	32,954
東京都	8,494	87,266	95,760	26	95,786
神奈川県	6,632	60,512	67,144	22	67,166
新潟県	791	21,164	21,955	74	22,029
富山県	117	5,514	5,631	0	5,631
石川県	135	8,334	8,469	8	8,477
福井県	133	4,667	4,800	0	4,800
山梨県	194	2,616	2,810	0	2,810
長野県	320	15,452	15,772	2	15,774
岐阜県	321	12,186	12,507	1	12,508
静岡県	1,287	19,975	21,262	0	21,262
愛知県	3,066	59,073	62,139	4	62,143
三重県	671	14,320	14,991	0	14,991
滋賀県	589	11,976	12,565	0	12,565
京都府	2,621	22,053	24,674	10	24,684
大阪府	11,684	74,538	86,222	2	86,224
兵庫県	4,978	40,472	45,450	2	45,452
奈良県	921	10,621	11,542	2	11,544
和歌山県	361	6,008	6,369	1	6,370
鳥取県	250	5,334	5,584	4	5,588
島根県	233	5,418	5,651	0	5,651
岡山県	1,249	17,621	18,870	3	18,873
広島県	1,926	34,398	36,324	1	36,325
山口県	392	13,032	13,424	2	13,426
徳島県	396	5,366	5,762	0	5,762
香川県	418	9,104	9,522	0	9,522
愛媛県	599	12,048	12,647	2	12,649
高知県	667	9,196	9,863	0	9,863
福岡県	5,857	75,082	80,939	0	80,939
佐賀県	221	7,222	7,443	0	7,443
長崎県	1,041	16,158	17,199	0	17,199
熊本県	944	19,438	20,382	0	20,382
大分県	567	12,190	12,757	0	12,757
宮崎県	609	12,955	13,564	7	13,571
鹿児島県	1,225	24,422	25,647	1	25,648
沖縄県	1,611	28,050	29,661	3	29,664
合計	80,955	1,010,689	1,091,644	3,993	1,095,637

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学校給食費）
 ー被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含むー

参考3-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒就学援助事業対象児童数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童数	準要保護児童数 (要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	3,934	30,927	34,861	6	34,867
青森県	310	6,669	6,979	1	6,980
岩手県	239	5,043	5,282	270	5,552
宮城県	854	10,242	11,096	1,062	12,158
秋田県	184	4,285	4,469	8	4,477
山形県	113	2,305	2,418	17	2,435
福島県	362	7,805	8,167	921	9,088
茨城県	496	8,453	8,949	12	8,961
栃木県	335	6,937	7,272	4	7,276
群馬県	274	5,231	5,505	3	5,508
埼玉県	2,182	35,978	38,160	28	38,188
千葉県	2,138	18,250	20,388	2	20,390
東京都	4,972	58,299	63,271	10	63,281
神奈川県	3,995	43,114	47,109	9	47,118
新潟県	472	13,428	13,900	28	13,928
富山県	74	3,366	3,440	0	3,440
石川県	79	5,328	5,407	2	5,409
福井県	75	2,881	2,956	0	2,956
山梨県	129	1,641	1,770	0	1,770
長野県	194	9,746	9,940	1	9,941
岐阜県	191	7,554	7,745	0	7,745
静岡県	774	12,224	12,998	0	12,998
愛知県	1,852	37,859	39,711	1	39,712
三重県	415	9,152	9,567	0	9,567
滋賀県	345	7,539	7,884	0	7,884
京都府	1,583	16,446	18,029	5	18,034
大阪府	7,049	50,200	57,249	0	57,249
兵庫県	2,989	26,584	29,573	1	29,574
奈良県	546	6,707	7,253	1	7,254
和歌山県	207	4,409	4,616	0	4,616
鳥取県	140	3,381	3,521	3	3,524
島根県	136	3,412	3,548	0	3,548
岡山県	761	11,108	11,869	0	11,869
広島県	1,136	21,912	23,048	0	23,048
山口県	227	8,213	8,440	0	8,440
徳島県	242	3,343	3,585	0	3,585
香川県	249	5,634	5,883	0	5,883
愛媛県	355	7,424	7,779	1	7,780
高知県	411	5,866	6,277	0	6,277
福岡県	3,593	48,614	52,207	0	52,207
佐賀県	138	4,517	4,655	0	4,655
長崎県	576	10,325	10,901	0	10,901
熊本県	563	12,068	12,631	0	12,631
大分県	349	7,517	7,866	0	7,866
宮崎県	362	8,094	8,456	3	8,459
鹿児島県	709	15,844	16,553	0	16,553
沖縄県	962	18,042	19,004	1	19,005
合計	48,271	653,916	702,187	2,400	704,587

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学校給食費）
 ー被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含むー

参考3-3

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒就学援助事業対象生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護生徒数	準要保護生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護生徒 数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	2,956	18,153	21,109	9	21,118
青森県	219	4,218	4,437	3	4,440
岩手県	189	2,866	3,055	181	3,236
宮城県	547	5,624	6,171	705	6,876
秋田県	136	2,624	2,760	2	2,762
山形県	74	1,508	1,582	16	1,598
福島県	206	4,901	5,107	523	5,630
茨城県	345	4,737	5,082	5	5,087
栃木県	250	4,211	4,461	6	4,467
群馬県	151	3,250	3,401	6	3,407
埼玉県	1,545	21,524	23,069	25	23,094
千葉県	1,396	11,167	12,563	1	12,564
東京都	3,522	28,967	32,489	16	32,505
神奈川県	2,637	17,398	20,035	13	20,048
新潟県	319	7,736	8,055	46	8,101
富山県	43	2,148	2,191	0	2,191
石川県	56	3,006	3,062	6	3,068
福井県	58	1,786	1,844	0	1,844
山梨県	65	975	1,040	0	1,040
長野県	126	5,706	5,832	1	5,833
岐阜県	130	4,632	4,762	1	4,763
静岡県	513	7,751	8,264	0	8,264
愛知県	1,214	21,214	22,428	3	22,431
三重県	256	5,168	5,424	0	5,424
滋賀県	244	4,437	4,681	0	4,681
京都府	1,038	5,607	6,645	5	6,650
大阪府	4,635	24,338	28,973	2	28,975
兵庫県	1,989	13,888	15,877	1	15,878
奈良県	375	3,914	4,289	1	4,290
和歌山県	154	1,599	1,753	1	1,754
鳥取県	110	1,953	2,063	1	2,064
島根県	97	2,006	2,103	0	2,103
岡山県	488	6,513	7,001	3	7,004
広島県	790	12,486	13,276	1	13,277
山口県	165	4,819	4,984	2	4,986
徳島県	154	2,023	2,177	0	2,177
香川県	169	3,470	3,639	0	3,639
愛媛県	244	4,624	4,868	1	4,869
高知県	256	3,330	3,586	0	3,586
福岡県	2,264	26,468	28,732	0	28,732
佐賀県	83	2,705	2,788	0	2,788
長崎県	465	5,833	6,298	0	6,298
熊本県	381	7,370	7,751	0	7,751
大分県	218	4,673	4,891	0	4,891
宮崎県	247	4,861	5,108	4	5,112
鹿児島県	516	8,578	9,094	1	9,095
沖縄県	649	10,008	10,657	2	10,659
合計	32,684	356,773	389,457	1,593	391,050

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（医療費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考4-1

小中特別 支援学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒就学援助事 業対象児童生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童生徒数 (要保護児童生徒のうち 医療費の援助を受けた者)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童 生徒数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	74	2,214	2,288	0	2,288
青森県	1	18	19	0	19
岩手県	87	236	323	10	333
宮城県	20	58	78	0	78
秋田県	13	180	193	0	193
山形県	0	0	0	0	0
福島県	38	0	38	0	38
茨城県	8	380	388	0	388
栃木県	4	19	23	0	23
群馬県	17	0	17	0	17
埼玉県	38	302	340	0	340
千葉県	30	172	202	0	202
東京都	17	50	67	0	67
神奈川県	1	7	8	0	8
新潟県	123	497	620	1	621
富山県	1	0	1	0	1
石川県	1	233	234	0	234
福井県	5	53	58	0	58
山梨県	1	0	1	0	1
長野県	1	349	350	0	350
岐阜県	0	0	0	0	0
静岡県	43	701	744	0	744
愛知県	33	3	36	0	36
三重県	9	210	219	0	219
滋賀県	2	139	141	0	141
京都府	17	289	306	0	306
大阪府	216	1,707	1,923	0	1,923
兵庫県	43	1,147	1,190	0	1,190
奈良県	2	439	441	0	441
和歌山県	0	1	1	0	1
鳥取県	63	315	378	0	378
島根県	14	439	453	0	453
岡山県	0	602	602	0	602
広島県	268	1,655	1,923	0	1,923
山口県	0	116	116	0	116
徳島県	46	173	219	0	219
香川県	0	1	1	0	1
愛媛県	0	20	20	0	20
高知県	19	90	109	0	109
福岡県	150	5,022	5,172	0	5,172
佐賀県	1	326	327	0	327
長崎県	76	1,878	1,954	0	1,954
熊本県	25	675	700	0	700
大分県	83	635	718	0	718
宮崎県	23	572	595	0	595
鹿児島県	56	1,773	1,829	0	1,829
沖縄県	88	1	89	0	89
合計	1,757	23,697	25,454	11	25,465

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（医療費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考4-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒就学援助事業対象児童数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童生徒数 (要保護児童生徒のうち 医療費の援助を受けた者)	準要保護児童数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童 数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	47	1,316	1,363	0	1,363
青森県	1	8	9	0	9
岩手県	49	162	211	9	220
宮城県	15	44	59	0	59
秋田県	11	157	168	0	168
山形県	0	0	0	0	0
福島県	33	0	33	0	33
茨城県	6	296	302	0	302
栃木県	2	16	18	0	18
群馬県	8	0	8	0	8
埼玉県	35	243	278	0	278
千葉県	16	135	151	0	151
東京都	14	36	50	0	50
神奈川県	1	2	3	0	3
新潟県	82	386	468	1	469
富山県	1	0	1	0	1
石川県	1	164	165	0	165
福井県	5	41	46	0	46
山梨県	0	0	0	0	0
長野県	0	274	274	0	274
岐阜県	0	0	0	0	0
静岡県	34	551	585	0	585
愛知県	29	0	29	0	29
三重県	5	147	152	0	152
滋賀県	1	87	88	0	88
京都府	16	193	209	0	209
大阪府	148	1,125	1,273	0	1,273
兵庫県	33	845	878	0	878
奈良県	1	343	344	0	344
和歌山県	0	0	0	0	0
鳥取県	44	232	276	0	276
島根県	10	308	318	0	318
岡山県	0	410	410	0	410
広島県	192	1,042	1,234	0	1,234
山口県	0	73	73	0	73
徳島県	35	128	163	0	163
香川県	0	1	1	0	1
愛媛県	0	17	17	0	17
高知県	12	20	32	0	32
福岡県	129	3,748	3,877	0	3,877
佐賀県	1	267	268	0	268
長崎県	57	1,472	1,529	0	1,529
熊本県	22	496	518	0	518
大分県	68	485	553	0	553
宮崎県	15	393	408	0	408
鹿児島県	45	1,285	1,330	0	1,330
沖縄県	59	0	59	0	59
合計	1,283	16,948	18,231	10	18,241

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（医療費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考4-3

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒就学援助事業対象生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童生徒数 (要保護児童生徒のうち 医療費の援助を受けた者)	準要保護生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護生徒 数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	27	898	925	0	925
青森県	0	10	10	0	10
岩手県	37	63	100	1	101
宮城県	5	13	18	0	18
秋田県	1	23	24	0	24
山形県	0	0	0	0	0
福島県	5	0	5	0	5
茨城県	2	83	85	0	85
栃木県	2	3	5	0	5
群馬県	9	0	9	0	9
埼玉県	3	58	61	0	61
千葉県	13	37	50	0	50
東京都	3	14	17	0	17
神奈川県	0	5	5	0	5
新潟県	37	106	143	0	143
富山県	0	0	0	0	0
石川県	0	69	69	0	69
福井県	0	12	12	0	12
山梨県	1	0	1	0	1
長野県	1	75	76	0	76
岐阜県	0	0	0	0	0
静岡県	9	149	158	0	158
愛知県	4	3	7	0	7
三重県	4	63	67	0	67
滋賀県	1	52	53	0	53
京都府	1	96	97	0	97
大阪府	57	539	596	0	596
兵庫県	7	295	302	0	302
奈良県	1	96	97	0	97
和歌山県	0	1	1	0	1
鳥取県	19	80	99	0	99
島根県	4	112	116	0	116
岡山県	0	192	192	0	192
広島県	76	613	689	0	689
山口県	0	43	43	0	43
徳島県	10	45	55	0	55
香川県	0	0	0	0	0
愛媛県	0	3	3	0	3
高知県	7	70	77	0	77
福岡県	16	1,255	1,271	0	1,271
佐賀県	0	59	59	0	59
長崎県	19	401	420	0	420
熊本県	3	178	181	0	181
大分県	15	150	165	0	165
宮崎県	8	167	175	0	175
鹿児島県	11	488	499	0	499
沖縄県	25	0	25	0	25
合計	443	6,619	7,062	1	7,063

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒数について（医療費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考4-4

特別支援 学校 (小学部・中 学部のみ)	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒就学援助事 業対象生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童生徒数 (要保護児童生徒のうち 医療費の援助を受けた者)	準要保護生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護生徒 数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0
岩手県	1	11	12	0	12
宮城県	0	1	1	0	1
秋田県	1	0	1	0	1
山形県	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0
茨城県	0	1	1	0	1
栃木県	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0
埼玉県	0	1	1	0	1
千葉県	1	0	1	0	1
東京都	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0
新潟県	4	5	9	0	9
富山県	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0
静岡県	0	1	1	0	1
愛知県	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0
大阪府	11	43	54	0	54
兵庫県	3	7	10	0	10
奈良県	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0
鳥取県	0	3	3	0	3
島根県	0	19	19	0	19
岡山県	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0
徳島県	1	0	1	0	1
香川県	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0
福岡県	5	19	24	0	24
佐賀県	0	0	0	0	0
長崎県	0	5	5	0	5
熊本県	0	1	1	0	1
大分県	0	0	0	0	0
宮崎県	0	12	12	0	12
鹿児島県	0	0	0	0	0
沖縄県	4	1	5	0	5
合計	31	130	161	0	161

参 考 資 料

義務教育段階の就学援助（概要）

令和6年度予算額
(前年度予算額)

5 億円
5 億円)



1 実施主体

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ① **要保護者**……生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者 【令和 4 年度 約 8 万人】
- ② **準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
(認定基準は各市町村が規定)【令和 4 年度 約 117 万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ① **補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② **補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／クラブ活動費／生徒会費／PTA 会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費
- ③ **国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ **令和 6 年度予算額 5 億円（前年度予算額 5 億円）**
・「新入学児童生徒学用品費等」の**単価引き上げ**
小学校：54,060円 → 57,060円（+3,000円）



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体の改革により、平成 17 年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

要保護児童生徒援助費補助金予算単価【令和6年度予算額】

(単位：円／年額)

区 分		対象品目	小学校	中学校	区 分	対象品目	小学校	中学校	
学用品費		児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費も含む。）。	11,630	22,730	通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 （片道の通学距離が、小学校 4 km 以上、中学校 6 km 以上。ただし、豪雪地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学級や学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。）	40,020	80,880	
通学用品費（第 1 学年を除く）		児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。 なお、小・中学校の第 1 学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270		クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760	30,150
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）		児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,600	2,310	生徒会費		生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650	5,550
校外活動費 （宿泊を伴うもの）		児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学科。	3,690	6,210	P T A 会費	学校・学級・地域等を単位とする P T A 活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450	4,260	
体育実技用具費	柔 道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。 なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	—	7,650	卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000	8,800	
	剣 道		—	52,900	オンライン学習通信費	I C T を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	14,000	14,000	
	スキー		26,500	38,030					
	スケート		11,810	11,810	医療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、癬癬疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）について学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000	
新入学児童生徒学用品費等		新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用靴、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	57,060	63,000		完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食	56,000	64,000
修学旅行費		交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金。	22,690	60,910		補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食	41,000	46,000
					学校給食費	ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

※ 赤字は令和5年度予算単価から変更があったもの。

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和6年度予算額 0.5億円
(前年度予算額 0.5億円)



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県等において行う奨学金事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額(10/10)を国庫で支援**(一部を除く。)する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和6年3月19日閣議決定)

- (1) 地震・津波被災地域 … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
(2) 原子力災害被災地域 … 就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒 (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業 ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
(原子力災害により支弁区分が変更となった者を含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

こどもまんなか実行計画2024(抄) (令和6年5月31日こども政策推進会議決定)

II こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(4) こどもの貧困対策

義務教育段階の就学援助の実施

学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が義務教育段階における就学援助を実施しており、国においては、国庫補助事業を実施するほか、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査・公表することで、各市町村における就学援助の適切な運用を促すとともに、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。【文部科学省】

こどもまんなか実行計画の施策の進捗状況を検証するための指標

項目	現状	出典
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に 学校で就学援助制度の書類を配 布している市町村の割合)	83.2% (2023年)	文部科学省「就学援助実施 状況等調査」
新入学児童生徒学用品費等の入 学前支給の実施状況(小学校)	85.8% (2023年)	文部科学省「就学援助実施 状況等調査」
新入学児童生徒学用品費等の入 学前支給の実施状況(中学校)	86.6% (2023年)	文部科学省「就学援助実施 状況等調査」